

2021年9月24日

受益者の皆様へ

ピクテ投信投資顧問株式会社

**「ピクテ日本厳選株アルファ・プラス 円コース」
投資信託約款変更(決定)のお知らせ**

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では追加型証券投資信託「ピクテ日本厳選株アルファ・プラス 円コース」(以下「当ファンド」といいます。)につきまして、2021年8月20日付書面にて受益者の皆様へお知らせを行い、主要投資対象の変更等に関する投資信託約款の変更に係る議決権の行使を受付けました。

この結果、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成が得られたので、本議案は可決されました。したがって、当ファンドは予定どおり2021年10月16日をもちまして投資信託約款の変更を適用させていただきます。

受益者の皆様からの日頃のご愛顧に対しまして心より御礼を申し上げますと共に、今後ともより一層のお引き立てを賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬白

<ご参考>

投資信託約款の新旧対照表

(下線部分_____は変更箇所を示します。)

ピクテ日本厳選株アルファ・プラス 円コース

変更後	変更前
(付表) 1. 別に定める投資信託証券 <略> 【2021年10月16日以降2021年11月30日まで】 イ. ルクセンブルグ籍外国投資信託 ピクテ・グローバル・セレクション・ファン ド - 日本株オポチュニティーズ・ファン ド クラスP JPY受益証券 (Pictet Global Selection Fund - Japanese Equity Opportunities P JPY Unit) ロ. ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ - 日本株オポチュニティーズ・ファ ンド クラスZ JPY投資証券 (Pictet - Japanese Equity Opportunities Z JPY Shares) ハ. ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ - ショートターム・マネー・マーケ ット JPY クラスI 投資証券 (Pictet - Short-Term Money Market JPY I Shares) 【2021年12月1日以降】 イ. ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ - 日本株オポチュニティーズ・ファ ンド クラスZ JPY投資証券 (Pictet - Japanese Equity Opportunities Z JPY Shares) ロ. ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ - ショートターム・マネー・マーケ ット JPY クラスI 投資証券 (Pictet - Short-Term Money Market JPY I Shares)	(付表) 1. 別に定める投資信託証券 <同左> <新設> イ. ルクセンブルグ籍外国投資信託 ピクテ・グローバル・セレクション・ファ ンド - 日本株オポチュニティーズ・ファン ド クラスP JPY受益証券 (Pictet Global Selection Fund - Japanese Equity Opportunities P JPY Unit) <新設> ロ. ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ - ショートターム・マネー・マーケ ット JPY クラスI 投資証券 (Pictet - Short-Term Money Market JPY I Shares) <新設>

以下は、本議案が可決となったことに伴う変更となります。

(下線部分_____は変更箇所を示します。)

変更後	変更前
(受益権の申込単位および価額) 第12条 ①～② <略> ③ 第1項の規定にかかわらず、ルクセンブルグ の銀行の休業日、当該休業日の前営業日また	(受益権の申込単位および価額) 第12条 ①～② <同左> ③ 第1項の規定にかかわらず、ルクセンブルグ もしくはロンドンの銀行の休業日、当該休業

<p>は一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日においては、原則として受益権の取得申込みを受付けないものとします。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限ってこれを受付けるものとします。</p> <p>④～⑦ <略></p>	<p>日の前営業日または一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日においては、原則として受益権の取得申込みを受付けないものとします。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限ってこれを受付けるものとします。</p> <p>④～⑦ <同左></p>
<p>(信託報酬等の総額)</p> <p>第 34 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 31 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の <u>107</u> の率を乗じて得た額とします。</p> <p>②～③ <略></p>	<p>(信託報酬等の総額)</p> <p>第 34 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 31 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の <u>112</u> の率を乗じて得た額とします。</p> <p>②～③ <同左></p>
<p>(信託の一部解約)</p> <p>第 39 条 ① <略></p> <p>② 前項の規定にかかわらず、ルクセンブルグの銀行の休業日、当該休業日の前営業日または一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日においては、当該一部解約の実行の請求を受付けないものとします。</p> <p>③～⑦ <略></p>	<p>(信託の一部解約)</p> <p>第 39 条 ① <同左></p> <p>② 前項の規定にかかわらず、ルクセンブルグ<u>もしくはロンドン</u>の銀行の休業日、当該休業日の前営業日または一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日においては、当該一部解約の実行の請求を受付けないものとします。</p> <p>③～⑦ <同左></p>

以上